

# 令和8年度 江戸川区職員福祉経験者（保育士）募集案内

令和8年6月18日  
江戸川区

「福祉経験者採用選考」と「福祉Ⅱ類採用選考」を重複して申し込むことはできません。  
(重複申込みは、受信の早いもののみ受理します。)

## 1 職種及び採用予定数

採用区分	職種	採用予定数	主な勤務場所（敷地内禁煙）
経験者 (1級職)	福祉 (保育士)	10名程度	区立保育園 など

## 2 受験資格

次の要件をすべて満たす方が受験できます。

- (1) 昭和40年4月2日以降に生まれた方
- (2) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方
- (3) 民間企業等において下記ア～エに定める対象業務等に従事した年数が次の年数以上ある方  
【1級職】直近12年の期間（平成27年4月1日～令和9年3月31日）において6年

### ア 対象となる業務内容

次の施設又は事業における保育士（地域限定保育士を含む）、幼稚園教諭又は保育教諭の業務

- ① 児童福祉法第6条の3第9項の規定による家庭的保育事業
- ② 児童福祉法第6条の3第10項の規定による小規模保育事業
- ③ 児童福祉法第6条の3第11項の規定による居宅訪問型保育事業
- ④ 児童福祉法第6条の3第12項の規定による事業所内保育事業
- ⑤ 児童福祉法第7条第1項の規定による児童福祉施設  
(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター)
- ⑥ 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届け出を行った施設(認可外保育施設)
- ⑦ 学校教育法第1条の規定による幼稚園
- ⑧ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2第6項の規定による認定こども園

### イ 対象となる週あたりの従事時間

アに掲げる業務に従事した時間が、1事業所で週あたり20時間以上であるもの

### ウ 対象となる期間

満20歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間

### エ 従事年数の通算

複数の事業所それぞれでア～ウに満たす業務従事歴がある場合、1事業所における従事年数が1年以上のものは通算ができます。ただし、従事時期が重複している場合は、重複期間は1事業所のみ通算できます。

- (4) 国籍は問いません。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者とします。
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（※2）の各号いずれかに該当する方は受験できません。
- (6) 現に江戸川区職員である方は、受験できません。ただし、現に江戸川区の職員で、教育公務員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は任期付職員の方は受験できます。

※2 [地方公務員法第16条]

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

### 3 第一次選考

#### (1) 方法

日 時	令和8年8月23日（日）	集合時間等の詳細は、申込受付後、送付予定の受験票に記載してお知らせします。
場 所	グリーンパレス	
方 法	論 文（90分）	課題式 1題必須回答 （1200字以上1500字程度）

※問題についてのお問い合わせは、一切お答えできません。また、過去問は公表していません。

#### (2) 合格発表

令和8年9月下旬	受験者には、合否にかかわらず電子メールにより通知します。
----------	------------------------------

### 4 第二次選考

第一次選考合格者に対して、次により行います。

日 時	令和8年10月13日(火)、19日(月)、20日(火)、26日(月)、28日(水)、29日(木)の間で指定する1日 ※指定された日時の変更はできません。	
場 所	選考会場及び集合時間等の詳細は、第一次選考合格通知とあわせてお知らせします。	
方 法	口述選考	人物及び職務に関連する知識などについて、個別面接により行います。
	集団討議	1つのテーマについて、複数人で討議等を行います。

### 5 最終合格発表

令和8年11月下旬	受験者には、合否にかかわらず電子メールにより通知します。
-----------	------------------------------

### 6 採用の時期

令和9年4月1日以降

## 7 初任給等

採用区分	初任給
経験者（1級職）	約290,760円

(備考)

- ◇この初任給は、令和8年4月1日時点の給料月額に、地域手当を加えたものです。職務経験等がある場合には、初任給に一定の基準により加算される場合があります。
- ◇この初任給のほか、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。なお、採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。

## 8 勤務条件・職務内容等

### (1) 保育園

勤務日	原則として、月曜日～土曜日です。（4週8体制） （ローテーションにより日曜日に勤務の場合もあります。）
勤務時間	7時15分から18時45分（延長園は19時45分）の間に、休憩時間を除き1日あたり7時間45分、週あたり38時間45分の勤務となります。 （早番、遅番などの当番を含む勤務形態）
職務内容	保育園での乳幼児に対する保育


(2) 採用後の人事異動により、配属先や職務内容が変更となる可能性があります。

## 9 休暇等

年次有給休暇は、原則として一会計年度ごとに20日です（5月以降に採用された場合は、初年度は日数が異なります。）。その他、慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。

## 10 受験手続

次の方法で早めにお申し込みください（郵送による申込みはありません）。

申込方法	申込期間	申込先
WEB	令和8年6月18日（木） 8時30分から ～ 令和8年8月7日（金） 17時00分まで 【受信有効】	江戸川区HP「職員採用情報」 （「LOGOフォーム」にて）  <a href="https://logoform.jp/form/L6MJ/1623940">https://logoform.jp/form/L6MJ/1623940</a>

※申込方法等の詳細は、4ページ目をご確認ください。

<p>申込方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区HP「令和8年度江戸川区職員福祉（保育士・児童指導）」の「福祉経験者申込フォーム」（L o G o フォーム）にて必要事項を入力し申し込みください。</li> <li>・<u>申込みは「令和8年度福祉経験者申込フォーム」により申込受付期間中に正常に受信したものを有効とします。</u>この場合、採用選考の申込みを受付した旨の電子メールが自動送信されますので、電子メールが届かない場合は申込期間中に必ず下記問い合わせ先までご連絡ください。</li> <li>・申込期間中にシステム保守整備によりシステムが停止する場合等、予期せぬ機器停止又は通信障害等が起きた場合のトラブルは、責任を負いません。</li> <li>・合否の結果については、電子メールにより通知します。</li> </ul>
<p>受験票交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年8月14日（金）までに電子メールにて、受験票の案内メールを送信します。メールが届いたら、<u>受験票を印刷して選考当日持参してください。</u></li> <li>・上記日程までに案内メールが届かない場合のみ、令和8年8月17日（月）又は18日（火）に下記問い合わせ先に照会してください。</li> </ul> <p><b>※受験票に「写真」を貼付していただきますので事前にご用意ください。</b>  <b>写真の仕様は、カラーのもので上半身脱帽正面向4cm×3cmのもの（最近3カ月以内に撮影したもの）とします。</b></p>

※収集した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

## 1 1 こども性暴力防止法に基づく対応について

- （1）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。  
 申込フォームにより、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。
- （2）採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。  
 併せて、こども性暴力防止法に基づき「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」によって、特定性犯罪事実該当者であるか確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することや、特定性犯罪事実が判明した場合は、採用しない場合があります。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、重要な経歴の詐称として、内定取消事由に該当するものと考えられますので、ご了承ください。

## 1 2 申込（問い合わせ）先

江戸川区 総務部 職員課 能力開発推進係

住所 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話 03（5662）1003（直通）

（受付時間：平日9時00分から17時00分）

江戸川区 HP



### < 選考の申込みをした方は、必ず受験してください >

江戸川区職員採用選考は、皆さんの申込みによって選考の準備が進められます。これらは、区民の方に納めていただく税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、**選考の申込みをした方は必ず受験してください。**